

## 安平町の各指標の対象となる範囲

安平町の全会計	一般会計	一般会計等					一般会計
	特別会計	公営事業会計					国民健康保険事業特別会計 老人保健事業特別会計 介護保険事業特別会計 後期高齢者医療事業特別会計
							簡易水道事業特別会計 公共下水道事業特別会計 工業団地事業特別会計
	一部事務組合	安平・厚真行政事務組合 胆振東部日高西部衛生組合 胆振東部消防組合 ほか					
地方公社・第三セクター等	安平町土地開発公社 ほか						

### 【用語の解説及び算出方法】

- ①実質赤字比率 一般会計等の実質収支が赤字となった場合に、赤字額の標準財政規模に対する比率
- ②連結実質赤字比率 全会計における実質収支の赤字額の標準財政規模に対する比率
- ③実質公債費比率 一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、一部事務組合への負担金や公営企業会計に対する繰出金のうち元利償還金相当分も含まれています。
- ④将来負担比率 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率  
※地方債（借金）や債務負担行為による支出予定額など将来的に見込まれる額から基金など充当可能財源を控除した額が算定の数値として使われます。
- ⑤資金不足比率 公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する割合

※標準財政規模とは 地方公共団体が標準的な状態で、通常収入が見込まれる経常的な一般財源（普通交付税や地方税が主なものとなります。）

※実質収支とは 歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額から翌年度へ繰り越す事業の財源で収入済みの額を差し引いた額

※事業規模とは 料金収入など主たる事業から生じる収益等に相当する額

※資金不足額とは 一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業ごとに算定した額

#### 【Ⅰ. 財政の早期健全化（早期健全化基準以上となった場合）】

健全化判断比率（上記①～④）のうち、1つでも早期健全化基準以上の場合には、財政状況が悪化した要因の分析を踏まえ実質赤字を解消することや他の指標を早期健全化基準未満とすることを目標として財政健全化計画を策定し、知事へ報告しなければならないとされています。

#### 【Ⅱ. 財政の再生（財政再生基準以上となった場合）】

健全化比率（上記①～③）のうち、1つでも財政再生基準以上の場合には、財政の状況が著しく悪化した要因の分析を踏まえ、実質赤字を解消することや他の指標を早期健全化基準未満とすることを目標として財政再生計画を策定し、総務大臣に報告し同意を得たうえで財政再生計画に基づいて予算を調整しなければならないこととされています。

#### 【Ⅲ. 公営企業の経営健全化（経営健全化基準以上となった場合）】

資金不足比率 20%以上となった場合には、当該公営企業の経営状況が悪化した要因の分析を踏まえて、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として経営健全化計画を策定し、知事へ報告しなければならないとされています。